

新居浜工業高等専門学校聴講生規則

昭和 57 年 4 月 26 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第 50 条第 2 項の規定に基づき、聴講生に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(入学資格)

第 2 条 聴講生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 本校において、高等学校を卒業した者と同等以上の能力があると認められた者

(入学の時期)

第 3 条 聴講生の入学は、原則として、学年又は学期の初めとする。

(入学の出願手続)

第 4 条 聴講生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に検定料を添え、入学の 2 週間前までに、校長に願い出なければならない。

- (1) 聴講生入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業（又は修了）証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書又は依頼書

(入学の許可)

第 5 条 前条の入学志願者については、面接試験その他による選考の上、校長が入学を許可するものとする。

2 入学の許可に際しては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

(聴講期間等)

第 6 条 聴講生の聴講期間は、原則として 6 か月又は 1 か年とする。

2 聴講生が聴講期間の延長を希望する場合は、その理由を付して校長に願い出て許可を受けなければならない。

3 聴講生が聴講期間中やむを得ない理由で聴講を中断する場合又は聴講を中止する場合は、校長の許可を受けなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第 7 条 検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成 16 年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 35 号）第 13 条に定める額とする。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

第8条 聴講生の授業料は、所定の期日までに、聴講する科目に係る全額を納付しなければならない。

2 授業料を納付しない者は除籍する。

(証明書の交付)

第9条 聴講生には、願い出により、聴講した科目の履修証明書を交付することができる。

(懲戒等)

第10条 本規則に違背した者又は疾病その他やむを得ない事情により、成業の見込みがない者に対しては、校長は退学を命ずることがある。

(学則等の準用)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、学則等の学内諸規則を準用する。

附 則

1 この規則は、昭和57年4月26日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

2 新居浜工業高等専門学校聴講生規則（昭和44年4月1日）は、廃止する。

附 則

この改正規則は、平成2年12月1日から施行し、平成元年6月5日から適用する。

附 則

この規則は、平成4年10月1日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年3月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。